

## 【中国】 水土保持法の改正

海外立法情報調査室・宮尾 恵美

\* 土壌浸食の防止、生態環境の改善等を目的とする水土保持法の改正案が 2010 年 12 月 25 日に第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 18 回会議において採択、同日公布され、2011 年 3 月 1 日から施行される。1991 年に同法が制定、施行されてから初めての改正である。

### 土壌浸食の状況と水土保持法

中国は、世界でも土壌浸食（注）が深刻な国の一つで、現在、土壌浸食面積は 357 万 km<sup>2</sup> に上り、国土面積の 37.2% を占めるという。土壌浸食は耕地の減少、河川や湖における泥の堆積等をもたらし、生態系の破壊、洪水の発生、食糧不足や飲料水の汚染等の問題の直接的な原因となっている。中国では 1950 年代から人口の急速な増加により、過耕作、過放牧、森林の乱伐等が起こり、深刻な土壌浸食がもたらされた。1980 年代以降、国や地方各級政府は対策を実施したが、都市建設、鉱物資源開発、道路・鉄道の敷設、農林開発により、土壌浸食はさらに拡大した。こうした中で、1991 年に水土保持法（以下「法」）が制定、施行され、この 20 年間に一定の成果は収めたものの、近年の社会経済の急速な発展及び生態環境に対する社会的関心の広がりに伴い、土壌浸食を防止するための統一的な計画や予防措置の整備、モニタリングシステムや管理監督体制の強化の必要性等が指摘され、改正が行われることとなった。

### 新法の概要

旧法は 6 章 42 条から構成されていたが、新法では新たに計画の 1 章を設け、第 1 章総則、第 2 章計画、第 3 章予防、第 4 章対策、第 5 章モニタリング及び監督、第 6 章法的責任、第 7 章附則の 7 章 60 条から成る。主な改正点は次のとおりである。

#### ・土壌浸食調査と水土保持計画の策定

新法では、土壌浸食調査の実施主体について、国務院の水政主管部門が定期的な全国調査の実施を企画し、省級人民政府の水政主管部門が、当該行政区域の調査に責任を負い、調査結果を公表すると明記した（第 11 条）。水土保持計画（以下「計画」）は、県級以上の人民政府が調査結果に基づき、土壌浸食の潜在的な危険が大きい地域を重点予防区に、土壌浸食の状況が深刻な地域を重点対策区に画定し（第 12 条）、それに基づき、県級以上の人民政府の水政主管部門が関係部門と共同で策定する（第 10 条、第 14 条）。計画には、河川の流域や地域での土壌浸食防止に関する全体的な計画と特定の問題や特定区域に関する計画とがあり、土壌浸食の状況、予防の目標や措置等を記載するが、計画策定に際しては、土地利用の全体計画、水資源計画、環境保護計画等との調整を図り、専門家や大衆の意見を求めなければならないとした（第 13 条）。

#### ・生産・建設活動における防止対策と責任

新法では、生産・建設事業における土壌浸食対策についての規定を強化した。土壌浸食が深刻な地域では、土壌浸食をもたらす可能性のある生産・建設活動を制限または禁止し（第 18 条）、実施する場合には、重点予防区や重点対策区を避けなければならないが、やむを得ない場合は、効果的な防止措置をとる（第 24 条）とした。山間部、丘陵、土壌浸食が発生しやすい地域等で被害をもたらす可能性のある事業を実施する場合は、土壌浸食防止対策の実施範囲、措置、投資等を記載した水土保持案を策定し、県級以上の人民政府の水政主管部門の許可を得ること（第 25 条）、水土保持施設、植生に損失を与え、その機能を回復できない場合には、土壌浸食防止事業に充てられる水土保持補償費を納めなければならない（第 32 条）。また、県級以上の人民政府の水政主管部門及び流域管理機構（国が定めた重要な河川や湖の流域を管理する機構）は水土保持案の実施状況を追跡調査し、問題があれば処理するとした（第 29 条）。

#### ・水資源の保護

国は水源区、飲料水の水源保護区、水源涵養区の土壌浸食対策を強化し、資金を広く調達し、耕作を中止する等生態改善の協力者に補償金を給付する制度を構築すること（第 31 条）、地方各級人民政府及び関係部門は、組織や個人に働きかけ、メタンガスの利用促進、化学肥料と農薬の厳格な使用制限等多様な措置を採り、土壌浸食により広域で発生する汚染を軽減し、飲料水の水源を保護すること（第 36 条）を定めた。

#### ・土地整備及び農法改善等の防止対策

国は、重点予防区、重点対策区の傾斜耕地の棚田への変更等の重点的工事を実施し、生態の修復力を高め（第 30 条）、組織や個人が計画に基づき、土地整備に参加することを奨励し、資金、技術、税収等の面で扶助を行う（第 33 条）とした。開墾が禁止された傾斜地において既に農作物を栽培していた場合には、耕作をやめ、植樹植草を行うが、耕地不足のため森林や草原に戻すことが困難な場合には、棚田に変える等の措置をとること（第 37 条）を定めた。また、国は、山間部、丘陵、土壌浸食が発生しやすい地域等では、水土保持を考慮した農法や家畜の飼養法の採用、薪に替わる他のエネルギー資源の開発、他の地区への移住等の措置を奨励する（第 39 条）とした。

#### ・モニタリングと監督

生産・建設事業を実施した者がその事業活動によりもたらされた土壌浸食についてモニタリングを行い、当該水政主管部門に報告すること（第 41 条）、国务院及び省級人民政府の水政主管部門は、定期的に土壌浸食の種類、面積等について公表し（第 42 条）、県級以上の人民政府の水政主管部門は水土保持状況に対し監督及び検査を行うこと（第 43 条）を定めた。

注(インターネット情報は 2011 年 1 月 25 日現在である。)

・原文は水土流失。水土流失とは、水力、風力、重力等の自然の営力及び不合理な人為的活動による水土資源と土地の生産能力の破壊、損失をいい、土地の表層浸食と水の損失を含む。(「筑牢法律堤坝缓解水土流失」2010.12.26 中国人代网による。) 本稿では、土壌浸食とする。

<[http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1116/2010-08/26/content\\_1591325.htm](http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1116/2010-08/26/content_1591325.htm)>